

げんこくだいりにん

原告代理人

だい かいけんちんじゅつ

第10回意見陳述

ほんじつ さいばん もくてき
本日の裁判の目的

しゅちょう さいしゅうせいり
これまでの主張の最終整理

ゆうせいほごほう
優生保護法

「不良」な人たちに子どもを産ませないことが目的

約2万5000件の「優生手術」が実施された



北さんも被害者の一人

ゆうせいほごほう けんぽういはん

優生保護法は憲法違反

けんぽう じょう
憲法 13 条

こくみん こじん
すべて国民は、個人として
そんちょう
尊重される

けんぽう じょう
憲法 14 条

ひと う
人は生まれながらにして、
ひと そんげん けんり
人としての尊厳と権利に
びょうどう
ついて平等

くに しゅちょう

国の主張

ねん けいか

20年が経過したから

ひがいしゃ そんがいばいしょうせいきゅうけん しょうめつ

被害者の賠償請求権は消滅している



しかし

ゆうせいしゅじゅつ

ひじょう

とくしゅ

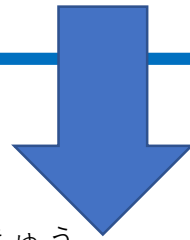
じじょう

優生手術には非常に特殊な事情がある

いちのかわしょうにん しょうげん

市野川証人の証言

- 1 被害者は、優生手術であることに気づかなかった
- 2 仮に気づいても、名乗り出ることは難しかった
- 3 家族も公表できなかった



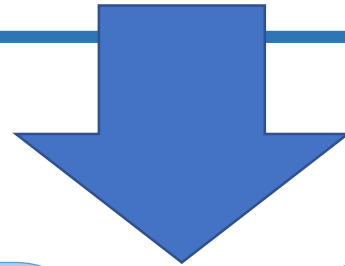
ひがいしゃ くに ばいしょうせいきゅう
被害者が国に賠償請求することはできなかった

くに う だ ひ が い かいふく
国は生み出した被害を回復するべき

てきせつ ほしょう
👉 適切な補償

ひと さんげん かいふく そち
👉 人としての尊厳を回復するための措置

賠償を求め権利が消えてしまうなら、
国は生み出した被害を回復するべきだった



しかし・・・

こっかい
国会は

てきせつ ほしょう しゃざい
適切な補償や謝罪をする
ための法律を作っていない

こうせいろうどうしょう
厚生労働省は

てきせつ ひがいかいふく
適切な被害回復や、
ゆうせいしそう のぞ
優生思想を除くための
てきせつ そち おこな
適切な措置を行っていない

こっかい こうせいろうどうだいじん ひがいかいふく おこた せきにん
国会や厚生労働大臣には、被害回復を怠った責任がある

さいばんしょ もと
裁判所に求めること

さいばんしょ しょうすうしゃ けんり まも さいご とりで
裁判所は、少数者の権利を守る最後の砦

ひがいしゃ おも くる よ そ
被害者の思い、苦しみに寄り添い、
しん ひがいかいふく みち はんだん
真の被害回復への途をひらく判断を